

人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）第4章人権教育・啓発の推進方策の2各人権課題に対する取組において、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」と記され、以下のよう  
に、12の人権課題が挙げられている。なお、平成23年4月1日、閣議決定により、人権教育・啓発に関する基本計画の一部が変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

- |                                       |                     |
|---------------------------------------|---------------------|
| (1) 女性                                | (2) 子ども             |
| (3) 高齢者                               | (4) 障害者             |
| (5) 同和問題                              | (6) アイヌの人々          |
| (7) 外国人                               | (8) HIV感染者・ハンセン病患者等 |
| (9) 刑を終えて出所した人                        | (10) 犯罪被害者等         |
| (11) インターネットによる人権侵害                   | (12) 北朝鮮当局による拉致問題等  |
| (13) その他（例えば、性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など） |                     |

これらの人権課題の中から、本資料に取り上げていない人権課題について説明をします。

#### ■HIV感染者・ハンセン病患者等

エイズウイルス（HIV）やハンセン病などの感染症については、まだまだ正しい知識や情報が普及しているわけではなく、こうした感染症等についての理解不足から生じる人権問題もあります。例えば、エイズの原因であるHIVの感染力は非常に弱く、正しい理解があれば日常生活をともにすることができます。医療技術の進歩により、感染したとしても通常の生活を送ることができるようになってきました。兵庫県では、患者等の精神的不安等の負担の軽減を図るため、エイズカウンセラーを派遣し、継続的にきめ細かな相談・カウンセリングを行う「兵庫県エイズカウンセラー派遣事業」を平成20年度から行っています。

また、ハンセン病は、もともと病原性の弱い「らい菌」による感染症ですが、過去には遺伝病と誤解され、患者の強制隔離が行われました。しかし、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも万一発病しても、早期治療により後遺症は残りません。ハンセン病に対する差別や偏見の解消を更に推し進めるため、平成20年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、平成21年に施行されました。兵庫県では、「療養所入所者の里帰り事業」や「療養所への訪問・交流事業」などを行っています。

#### ■刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識があります。就職や入居に関しての差別や、悪意のある噂や地域社会などからの拒否的な感情など、本人の努力にもかかわらず、更生意欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。また、本人だけではなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えて出所した人が、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人に配慮し、同じ社会の一員として温かく迎えることが大切です。

#### ■犯罪被害者等

誰もが犯罪被害者になりうる現実がある中で、犯罪被害者やその家族は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるなどの目に見える被害に加えて、重大な精神的被害を受けています。加えて、再被害の不安や捜査・公判の過程での負担などで新たな精神的被害を受けたり、さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や、過剰な取材・報道などによる名誉や生活の平穏の侵害など、犯罪による直接的被害にとどまらず、副次的な被害に苦しめられることが指摘されています。

このような事態を改善するため、平成17年には「犯罪被害者等基本法」が施行されました。兵庫県では、平成18年に施行された「地域安全まちづくり条例」の中で、犯罪被害者等を支援する機関・団体と協働して情報提供や相談、その他の支援を行うことを定めています。

## ■ホームレス

仕事の減少、倒産や失業、病気やけがなどが原因で、公園、河川敷、道路などでの生活を余儀なくされる人々が多数います。こうしたホームレスとなった人々の中には、きちんと就職して働きたいという自立の意志をもつ人が多いにもかかわらず、偏見や差別の対象になることが少なくありません。また、ホームレスに対する嫌がらせや暴力事件などもたびたび発生しています。

こうしたホームレスの自立を支援するために、平成14年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス支援法）」が成立し、地方公共団体は就労機会や住居の確保、生活相談などの対策を講じるよう定められました。それに基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成15年）が策定され、全国調査を経て平成20年に見直しがなされました。

兵庫県においても、平成16年に国・県・市の関係機関と民間支援団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」を設置するとともに、「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、ホームレスに対する相談体制、保健・医療の確保、住まいの確保や雇用・就労支援の充実を図っています。

ホームレスの自立を図るためには、ホームレス及び近隣住民双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別を解消するよう、地域社会の理解と協力が必要です。

## ■セクシュアル・マイノリティ

セクシュアル・マイノリティとは、性にまつわる場面において、少数派（マイノリティ）である人たちのことを言います。具体的には、性的指向、性同一性障害などがあり、学校や職場などにおいて偏見や差別を受けて苦しんでいるという現状があります。

性的指向とは、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。特に、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては根強い偏見があり、同性愛者、両性愛者の人々は少数派であるがために正常と思われなことがあります。

また、性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）、社会的文化的につくられた男女の性役割や行動様式（社会の性）、性自認（こころの性）が一致しないため、自分の性別に違和感をもち受け入れられず、社会生活に支障がある状態を言います。しかし、平成16年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

（平成20年改正、条件が緩和）

現在も、これらの人々の人権を守るために、啓発活動や相談、調査救済活動が行われており、理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

## ■人身取引（トラフィッキング）

性的搾取や強制労働、臓器移植などを目的とした人身取引（トラフィッキング）の問題は、大変深刻な人権侵害であり、決して許されるものではありません。被害者の多くは女性や子どもであると言われており、日本は被害者が最終的にたどり着く受入国の一つであると国際社会から批判を受けています。

こうした現状に対し、平成16年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月には同会議において、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を取りまとめました。

平成21年12月には、見直しが図られ、「人身取引対策行動計画2009」が策定されました。

また、人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、平成17年6月に刑法等の一部が改正され、同年7月から施行されています。

人身取引をなくすためには、その実態を知り、社会全体の問題として認識する必要があります。

（「人権文化をすすめるために」（公財）兵庫県人権啓発協会発行から転載）